

一般社団法人十勝地区サッカー協会移籍規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人十勝地区サッカー協会（以下十勝協会という。）の「加盟チーム及び登録選手」（過去に登録していたもの及び将来登録を希望するものすべてを含む以下総称して加盟者という。）相互間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合の解決を目的とするものであり、加盟者のすべてを拘束する。

2 本規程にないものは、北海道サッカー協会（以下北海道協会という。）、日本サッカー協会（以下日本協会という。）の規程を尊重するものとする。

(移籍の定義)

第2条 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という。）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という。）に所属変更することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とみなさない。

(移籍の手続き)

第3条 選手が移籍を希望する場合は、当該選手並びに移籍先チームは、移籍元チームが日本サッカー協会Web登録「Kickoff」で登録抹消申請後に通知発行される「移籍承諾番号」を引き継ぎWeb登録「Kickoff」で追加登録申請を行った後、その承認を得なければならない。

2 本規定の定めにより、移籍元チームが「移籍承諾番号」を発行すべきにもかかわらず、これを発行しない時は十勝協会の理事会は、移籍を希望する選手の追加登録申請に基づき「移籍承諾」に代わる承諾の決定をなすことができる。

3 選手移籍に関わる諸費用は、一人あたり当該年度の追加登録料と同じとし、移籍先チームが負担する。

(公式試合への出場資格)

第4条 本規程に基づき移籍した選手は、日本協会が登録を承認した日の翌日から、公式試合に出場することができる。ただし、十勝協会主催または北海道協会主催の公式試合については、各々の規定に基づき、登録手続きが完了していれば出場できる。

2 本条項以外に大会要項等の規定については、それを適用する。

(規程違反)

第5条 選手または加盟チームが、本規程に違反した場合の処分は、十勝協会、北海道協会及び日本協会が決定する。

<付則>

この規程は、平成22年4月1日に施行する。